

V. 地域との連携

1. 地域医療への対応状況と評価及び今後の方策

(1) 第5回病院運営委員会【平成12年9月20日(水)】

地域の医療福祉機関との連携を充実するため、大分医科大学医学部附属病院関連病院委員会（仮称）を設置し、研修医の臨床研修、医療情報のネットワーク化、後方支援病院の確保等、他方面に互に検討することになった。

(2) 関連病院委員会（仮称）準備打合せ会議【平成12年12月14日(木)】

大分医科大学医学部附属病院地域関連病院連携推進委員会規程（案）を作成した。

なお、関連病院の院長等との連絡会を原則として年1回開催し、本院の現状説明と意見交換を行う旨の提案があった。

(3) 第9回病院運営委員会【平成12年12月20日(水)】

大分医科大学医学部附属病院と連携病院の交流推進委員会規程が制定された。

大分医科大学医学部附属病院と連携病院の交流推進委員会規程

平成12年12月20日

制 定

(目的及び設置)

第1条 大分医科大学医学部附属病院に、地域の医療・福祉機関（以下「連携病院」という。）との交流の推進を図るため、大分医科大学医学部附属病院と連携病院の交流推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる次項を審議する。

- (1) 研修連携病院に関すること。
- (2) 医療情報ネットワークに関すること。
- (3) 連携病院との交流の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 内科系の診療科長 4人
- (3) 外科系の診療科長 4人
- (4) 総合診療部長
- (5) 臨床研修委員会委員長
- (6) 医療情報部長
- (7) 看護部長

(8) 総務部長

(9) 業務部長

(10) その他病院長が必要と認めた者 若干人

2 前項第2号、第3号及び第10号に掲げる委員は、病院運営委員会の議を経て、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、特定の事項を調査検討するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部庶務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成12年12月20日から施行する。

2 この規程施行後、最初に任命される第3条第2項の委員の任期は、第4条の規程にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

(4) 第1回附属病院と連携病院の交流推進委員会【平成13年3月9日(金)】

連携病院との情報交換会を平成13年7月18日(水)に開催することに決定した。

また、情報交換会に推薦したい連携病院を各診療科において調査することになった。